

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和6年2月7日
開会時刻	午前10時59分
閉会時刻	午前11時50分
出席委員名	◎辻 孝記 ○川口 浩 久保 真 鈴木豊司
	岡田善行 西山則夫 浜口和久
	藤原清史 議長
欠席委員名	—
署名者	—
担当書記	中谷圭佑
協議案件	1 第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について
	2 定住自立圏形成協定の変更について
	3 各種証明書のコンビニ交付手数料の減額について
	4 伊勢市人権施策基本方針の改定について
	5 消防指令業務の共同運用について
	6 管外行政視察の実施について
	7 管内行政視察の実施について
説明員	情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課長、
	環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長、人権政策課長、
	消防長、消防本部参事、消防総務課長
	その他関係参与

協議経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」外4件を協議した。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題とし、6月定例会前に管外視察を実施すること、委員から視察項目についての希望があれば正副委員長または議会事務局に伝えることと決定した。

次に、「管内行政視察の実施について」を議題とし、6月定例会前に管内視察を実施すること、実施の時期については、正副委員長に一任することと決定し、協議会を閉会した。なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時59分

◎辻孝記委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議願います案件は、お手元に配付いたしました案件一覧のとおりであります。議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について】

◎辻孝記委員長

それでは、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

環境生活部長。

●大桑環境生活部長

本日は御多用のところ総務政策委員会に引き続き、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御協議をお願いする案件は、委員長より御案内のありました「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」外4件の協議案件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課から御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

◎辻孝記委員長
企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。本件は、昨年11月、各常任委員協議会でお示ししました第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果等を御報告するものでございます。

資料1-1を御覧ください。1に記載のとおり、パブリックコメントにつきましては令和5年12月1日から1か月間、実施をいたしました。実施に関する周知方法は③周知方法のとおりでございますが、11月の協議会で説明したものに加え、イオンタウン伊勢ララパークに設置しておりますデジタルサイネージ「わがまちNAV I」においても周知を行ったところでございます。

2ページを御覧ください。（2）意見募集の結果でございますが、お2人の方から4件の御意見を頂きました。意見による計画案の修正については、（3）に記載のとおり、計画案の内容に係る修正はございません。

パブリックコメントの御意見と、御意見に対する市の考え方について御説明いたしますので、資料1-2を御覧ください。進行管理に係る御意見やこれまでの共生ビジョンの経過に関する記載に係る御意見、目標値の設定に係る御意見、また、新たな取組についての御意見を頂きました。それらに対する市の考えは、記載のとおりでございます。

結果といたしましては、御意見を受けての共生ビジョンの修正等はございませんが、頂いた御意見については、各市町で共有し、今後の各取組の参考とさせていただきます。

資料1-1、2ページにお戻りください。「2 パブリックコメント後の対応について」の（1）計画案の修正（パブリックコメント以外）についてでございます。これは、取組事項、伊勢志摩地域への旅客誘致について、連携市町に大紀町を追加するものでございます。大紀町以外の圏域7市町につきましては、これまでも公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構において連携事業を進めておりますが、令和5年12月に大紀町が特別会員として参画することが決議されましたことから、共生ビジョンにおいても連携市町として位置づけるものでございます。

なお、資料1-3として、修正箇所のみ抜粋したビジョン（案）を添付しておりますので、御高覧賜りますようお願いいたします。

次に、（2）第4回伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会についてでございます。1月17日に共生ビジョン懇談会を開催し、パブリックコメント意見の取扱いに係る御審議をいただきました。また、同日付で第3次共生ビジョン（案）について、適当であるという旨の答申をいただいております。

最後に、「3 今後の進め方」でございます。今回の各常任委員協議会における協議をいただきました後、各市町の議会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出し、議決が得られましたら、3月下旬に本市と該当する各市町との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結いたします。この協定変更を受け、第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定、公表いたしたいと存じます。

以上、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げました。何とぞ御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【定住自立圏形成協定の変更について】

◎辻孝記委員長

次に、「定住自立圏形成協定の変更について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、「定住自立圏形成協定の変更について」御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。本市においては、周辺市町と伊勢志摩定住自立圏形成協定を締結し広域行政を推進しておりますが、先ほど御説明申し上げました第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定に向けまして、連携市町間における新規取組等の協議が進んだことから、形成協定の変更を行うものでございます。

定住自立圏の形成協定の主な経過につきましては、「1 主な経過」に記載のとおりでございます。今回の協定の変更につきましては、伊勢志摩定住自立圏推進協議会において関係市町と協議をしたものでございます。

それでは、変更しようとする内容について御説明申し上げます。

「2 変更の内容等」を御覧ください。（1）新規取組についての①自転車を活用したまちづくりでございます。対象の市町は全市町となります。

イ、変更理由を御覧ください。令和4年7月に設立されました伊勢志摩地域における自転車等活用検討会において、伊勢志摩地域自転車等活用推進計画の策定を進めているところでございます。この計画の下、サイクルツーリズムの推進や自転車通行空間の確保等に向け、地域一体で自転車を活用した取組を行うため連携するものでございます。

次に、②インクルーシブスポーツ環境の充実でございます。対象の市町は全市町となります。イ、変更理由のとおり、インクルーシブスポーツの普及啓発について関係団体と連携し、イベント等を開催するなど取組を進めているところでございますが、さらなる普及啓発に取り組むため連携するものでございます。

2ページを御覧ください。（2）取組内容の変更についての①宮川流域の環境保全・情報発信でございます。対象の市町は、玉城町、度会町、大紀町、明和町となります。

イ、変更理由を御覧ください。宮川流域の環境保全・情報発信につきましては、これまでも宮川流域ルネッサンス協議会において各種事業に取り組んでまいりましたが、令和5

年度から協議会の役割が見直されましたことから、現在の体制に即した内容に修正するものでございます。

次に、（３）対象市町の追加についての①伊勢志摩地域への旅客誘致でございます。対象の市町は大紀町となります。こちらの変更理由につきましては、先ほどのパブリックコメントの結果の報告において御説明申し上げましたが、令和５年12月に大紀町は特別会員として参画することとなったことによるものでございます。

また、「３ 今後の進め方」につきまして、先ほどのパブリックコメントの結果の報告において御説明しましたとおり、各市町の議会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出し、議決が得られましたら、3月下旬に本市と各市町と協定締結をいたします。

なお、3ページからは、参考としまして協定書の変更案をお示ししておりますので御高覧賜りますようお願いいたします。

以上、「定住自立圏形成協定の変更について」御説明申し上げました。御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【各種証明書のコンビニ交付手数料の減額について】

◎辻孝記委員長

次に、「各種証明書のコンビニ交付手数料の減額について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

それでは、各種証明書のコンビニ交付手数料の減額について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。始めに、1の目的についてでございます。コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機、いわゆるマルチコピー機を使って住民票の写し等、各種証明書を取得することができるコンビニ交付サービスの手数料につきましては、現在、窓口で交付する場合と同額です。その手数料を減額するキャンペーンを実施することにより、コンビニ交付サービスの利用拡大を図りたいと考えております。

2の実施時期・期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。

3の減額する金額につきましては、窓口における交付手数料から一律100円減額することとします。表に記載のとおり住民票の写し等、窓口における交付手数料が200円のもの、減額により100円に、戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書は減額により350円となります。この減額により、令和6年度の手数料収入は、約400万円の減収を見込んでお

ります。

4の期待する効果について御説明します。1つ目は、行かなくてもよい行政サービスの推進です。コンビニ交付サービスのメリットは、身近な場所で、市役所の閉庁時間にも簡単に取得できることにありますが、さらに市役所の窓口で取得するよりも安く取得できるようになります。より多くの市民の皆様はコンビニ交付の利便性を実感いただき、市役所にお越しいただかなくてもよい、行かなくてもよい行政サービスを推進できます。

2つ目は、効率的な事務執行の推進と窓口の混雑緩和です。コンビニ交付サービスの利用が増えることに伴い、窓口における証明書発行に係る事務処理時間の削減や窓口の混雑緩和を図ることができます。

3つ目は、マイナンバーカードの取得率の向上です。マイナンバーカードをまだ取得されていない市民の皆様には、この期間にぜひ申請取得していただき、便利なサービスを御利用いただければと考えております。

5のその他、今後の予定でございますが、令和6年3月市議会定例会に手数料徴収条例の一部改正案を提出したいと考えております。

なお、参考に、コンビニ交付の利用状況、マイナンバーカードの交付状況、次ページにコンビニ交付サービス提供時間をお示ししておりますので御高覧ください。

以上、「各種証明書のコンビニ交付手数料の減額について」御説明申し上げました。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
浜口委員。

○浜口和久委員

すみません、このところで少し質問させていただきます。交付手数料の減額ということでキャンペーンを張るということですが、キャンペーンは1年こっきり、期限を切っておりますけれども、1年こっきりというだけで考えておられるんですか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

コンビニ交付サービスの利便性を実感いただくということでキャンペーン、1年間限定とさせていただいております。今後キャンペーンの効果を検証いたしまして、窓口改善のほうにもつなげていきたいと考えております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。このキャンペーンの間に期待する効果というふうなことで3つ記入されております。この中で、コンビニ交付がどれくらい増えるかという目標またはマイナンバーカードの取得率の向上、こういったものも挙げられておりますので、取得率の向上の目標とか、そういうふうなものはどれくらい持っておられますか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

まず、コンビニ交付の利用につきましては、令和4年度の実績が15.2%ということでお示ししておりますけれども、これから20%増で、来年度末には35%程度に上がるというふうに見込んでおります。

それからマイナンバーカードの交付状況は、現在12月末時点で76.9%ということになっております。こちらにつきましては、今年、令和6年12月2日には紙の健康保険証のほうが無効ということを決意いたしております。可能な限りの取得率の向上ということで、目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。取得率の向上は目指していくというふうなことでございますので、それで、1年間のキャンペーンというふうな状況なんですけど、市民の方への周知というふうなものはどのように考えておられますでしょうか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

市民の皆さんへの周知でございますけれども、広報いせ、市ホームページへの掲載、SNSでの発信、あとは公共施設などへのポスターの掲示、各証明書発行窓口におきまして御案内、またチラシの配布などを行ってまいりたいと思っております。以上です。

◎辻孝記委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。行く場所によって、要は本庁へ来たりとか支所へ来たりとかというふうな部分で、それからコンビニで取られるというのと、値段が違うというふうなことで、損得

というふうな部分ができないような形で、きちっと広報をしていただきたいなというふうな形で思っております。

本庁に来てから、「えっ、コンビニで100円でできた」、なんていうふうな形になりますとあれなんで、広報のほうをしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますが。

あともう1点、コンビニへのお客さんが増えるということは、コンビニさんへ払っている手数料の部分がございます。コンビニさんへ払っている手数料、120円弱だったと思うんですけども、これ100円でコンビニ交付というふうな形になりますと赤字というふうな状況になると思いますが、その辺はどう考えておられるのでしょうか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

委員仰せのとおり、コンビニ交付の委託手数料ですけれども、税理士のほうに支払う手数料が1通当たり117円ということになっておりまして、戸籍の証明書を除きまして、100円に減額しますと17円不足が生じるということになります。

今回のキャンペーンですけれども、まずは多くの市民の皆様にご利用サービスの利用を通じて、マイナンバーカードのメリットを実感していただいて、カードの利用促進も図ってまいりたいと思っておりますし、それによって窓口の混雑の緩和、あるいは待ち時間の短縮につなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市人権施策基本方針の改定について】

◎辻孝記委員長

次に、「伊勢市人権施策基本方針の改定について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

それでは「伊勢市人権施策基本方針の改定について」御説明申し上げます。令和5年11月22日開催の総務政策委員協議会におきまして、基本方針改定の概要やスケジュール等について御協議いただいたところですが、今回はパブリックコメントの概要や、その結果等について御報告いたします。

それでは、資料4-1を御覧ください。「1 パブリックコメントの実施の概要」につ

きましては、（１）から（５）に記載のとおりでございます。

「２ 意見募集の結果」につきましては、４人の方から６件の御意見を頂きました。

「３ 意見内容及び市の考え」につきましては、１ページから６ページに記載のとおりでございます。主な意見としましては、人権擁護と救済に関する事、障がい者の人権に関する事等でございます。それぞれにつきましての市の考えを記載いたしました。

それでは６ページを御覧ください。基本方針（案）の修正箇所、（１）パブリックコメントの意見を受けての修正につきましては８件でございます。

まず１点目は、人権擁護と救済のための施策の項目に、「救済に向けた連携の強化」を追記しています。

２点目から４点目については、障がい者の人権に関する項目における修正で、障害の「害」の字の修正、障害者差別解消法の改正内容の追記及び障害の「害」の平仮名表記と漢字表記に関する市の考え方を追記しております。

５点目から８点目については、用語解説に関するもので、権利擁護、社会的障壁の解説を追記し、成年後見制度、バリアフリーの記載内容の修正を行っております。

なお、頂きました御意見は、今後、基本方針に掲げた取組を進めていく上で参考にさせていただきます。

続きまして、８ページの（２）その他の修正箇所につきましては、インターネットによる人権侵害の項目において、施策と啓発の推進を追加し、ヘイトスピーチに関する用語解説においては、記載の「障害」の「害」を平仮名表記に修正しております。

資料４－２におきましては、基本方針（案）のうち御説明申し上げました修正箇所のあるページを抜粋しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

最後に、本協議会で御協議いただきました後、基本方針の改定、公表と進め、市民の皆様や関係機関に広く周知し、基本方針に掲げた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、伊勢市人権施策基本方針の改定について御説明いたしました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません、１点だけ、中身ではないんですけども、３番の意見内容及び市の考え方で表がございますね。その一番右の修正の有無の欄なんですけど、４ページ、５ページに横棒で記載をされている部分が２か所あるんですけども、これどういう意味なんですか。修正の有無の欄で、あるやなしではなくて横棒があるんですけども、これはどういう意味なのか。

◎辻孝記委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

すみません、こちら本文への修正というわけではなくて、御意見に対しての回答というところで書かせていただいております。以上です。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

例えば4ページ、文言を修正しますと書いてありますよね。これは修正しない、するの。

◎辻孝記委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

こちら、すみません、記載の誤りでございまして、こちらのほうは、バリアフリーのほうの文言を修正させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

◎辻孝記委員長

課長、ありに変えていいの。

●宮本人権政策課長

すみません、ありということによりお願ひいたします。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もう一回、5ページのほうはどういう見解でしょうか。もう一回教えて。

◎辻孝記委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

すみません、6番のほうにつきましては、なしということになります。

◎辻孝記委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【消防指令業務の共同運用について】

◎辻孝記委員長

次に、「消防指令業務の共同運用について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

消防総務課長。

●泉消防総務課長

それでは、消防指令業務の共同運用について御説明申し上げます。

お手元の資料5-1を御高覧ください。最初に、1の概要でございます。消防指令業務は、119番通報を受信し、救急隊や消防隊に出動指令を出す業務でございます。この消防指令業務につきまして、広域的な災害対応の強化、施設整備や維持管理に係る経費の削減、人員の効率化などを目的として、消防指令システムの更新時期に近い松阪市以南の7消防本部による共同運用を検討しているものでございます。本日は、その内容について御説明させていただきます。

次に、2の本市の現状及び共同運用の状況でございます。平成28年から運用してあります本市の消防指令システムにつきましては、定期的に保守点検等を実施しておりますが、令和10年に更新の時期を迎えます。また、これまで消防本部ごとに整備することが一般的でしたが、総務省消防庁において、消防指令業務の共同運用が特に効果が大きいものの1つとして示されております。現在、全国で46地域、193消防本部において共同運用が行われ、今後においても増加傾向にあります。

県内の状況としましては、三重北消防指令センターとして四日市市、桑名市、菰野町の消防本部が平成28年4月から運用を開始し、伊賀市、名張市の消防本部が令和6年度から、津市、鈴鹿市、亀山市の消防本部が令和8年度からそれぞれ運用の予定となっております。

次に、2ページを御覧ください。3の共同運用する消防本部でございます。記載の7消防本部でございます。6市10町、人口は約50万人となります。

次に、4の共同運用に見込まれる主な効果でございます。1つ目としまして、119番通報が集中した場合における受信能力や処理能力が向上すること、2つ目としまして、災害情報を一元的に把握することができるため広域的な災害対応の強化が図れること、3つ目としまして、施設整備や維持管理に係る経費の削減が図れること、4つ目としまして、人員の効率化により増加傾向にある救急出動や自然災害等に対応するための消防署の体制の強化が図れることが主な効果でございます。

次に、5の消防指令業務の共同運用に係る経費でございます。消防指令システムの整備と施設の改修工事が必要となり、7消防本部で21億3,600万円を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。(2)は伊勢市の負担額で、約4億5,500万円を見込んでおります。なお、単独で整備する場合は約6億6,000万円を見込んでおり、約30%の削減ができると見込んでおります。また、共同運用する場合は、有利な起債が活用できるこ

ととなっております。

次の（３）の維持管理に係る経費ですが、７消防本部の10年間の総額で約21億3,100万円、伊勢市の負担分として約5億2,800万円を見込んでおり、約6,100万円の削減が見込まれます。

次に、６の人員の効果でございます。共同運用に必要となる人員は28人で、各消防本部から配分いたします。現在、７消防本部で67人が業務に当たっているところですが、28人で運用する予定でございます。伊勢市につきましては13人から8人となり、共同運用に伴う業務の見直しにより、新たに消防署に配置する出動車両と連絡調整などを行う無線通信員に充てるとともに、消防署の体制強化を図る予定でございます。

次に、７の消防指令センターの整備する場所でございます。既存の施設を活用することにより整備費用の抑制が図れることから、伊勢市消防本部の４階フロアでの整備を考えております。

次に、８の共同運用の方法でございます。共同運用につきましては、地方自治法第252条の２の２に基づく協議会を設置して運用したいと考えております。協議会で運用する場合は、職員の身分の変更や自治体の権限の移動がないことと、また、実施した業務はそれぞれの自治体が行った業務として効力を有することなどから、全国のおおむね９割の地域でも行われており、最も適した方法であると考えております。また、協議会規約には事務所の位置、職員の配分、事務の管理及び執行、費用負担等を明記いたします。

なお、費用の負担率につきましては均等按分を30%、人口按分を70%とする予定でございます。これは、三重県防災航空隊の各市町の負担率や三重北消防指令センターと同じ割合となっております。

次に、４ページを御覧ください。９の三重南消防連携・協力実施計画の提出についてでございます。資料５－２として配付させていただきました三重南消防連携・協力実施計画（案）につきましては、消防の連携・協力を行おうとするときは計画を作成し、都道府県に提出することとされているものでございます。計画に基づき実施する整備・改修につきましては財政措置が講じられ、令和10年度以降に更新予定のデジタル無線の更新についても、計画に盛り込むことで財政措置が講じられるものでございます。計画の内容につきましては、後ほど御高覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、10の今後のスケジュールの予定でございます。主な予定としましては、令和6年3月までに消防連携・協力実施計画を三重県に提出したいと考えております。

また、6月の定例会前に協議会の設立について御報告し、6月定例会に協議会規約議案を提出させていただき、全ての議会で議決をいただきましたならば、8月に協議書の締結を行い、設置を県へ届ける予定でございます。その後は、令和7年度にはシステム整備に係る実施設計を行い、令和8年度及び令和9年度には整備工事等を行う予定となっております。

以上、「消防指令業務の共同運用について」御説明申し上げます。御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

指令業務の共同運用について、格段そんな意見は持ち合わせていないんですけれども、何せ松阪以南から熊野の先っちょまで広域化になるということで少し懸念はされますけれども、そういった消防庁の関係も含めて、こういった運用をされていくということについては理解をさせていただくんですが。

実は以前、消防署の広域化ということが平成22年頃ですか、消防庁あるいはその後、各ブロックで協議をして不調に終わっているというふう聞いておるんです。今のところその広域化、例えば伊勢市ですと伊勢と鳥羽と志摩ですかね、当初の計画は。そういった計画が出されておって、そこで調整をされてきたという経過はあるんですけれども、その後、不調に終わったということだけはちゃんと聞いておるんですけれども、一方でこういった指令業務だけ三重県南部を一括にしておいて、地域の広域化というんですか、そういったものが少し頓挫しておると言ったら失礼なんですけれども、そういったことになるんだと思うんですけれども、そういったところの経過と現状、それから今後の対処方針について少し御説明いただけませんか。これについてどうこうと違うので、経過と現状と今後の対処方針についてお答えをいただければいいと思うので、それだけ聞かせてください。

◎辻孝記委員長

消防長。

●堀江消防長

消防の広域化ということで、私のほうからお答えさせていただきます。このたびの共同運用につきましては、消防の広域化ではございませんけれども、それに関連する事業だと考えております。広域化につきましては、伊勢、志摩、鳥羽のブロックについても、そのメリットを考えたところ進んでいないというのが現状でございます。

消防の広域化につきましては、令和元年9月議会におきまして、国・県の動向や県下の消防本部の動きを見ながら、伊勢市にとって、どの選択が有益であるかということ念頭に置き、考えていきたいと御説明させていただいているところではございますけれども、現在も消防の広域化となりますと多くの問題があると考えておりまして、広域化につきましては現在も課題と考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございました。どういう言葉で言ったらいいのか、残念ですとも言いにくいし、今の伊勢市の現状を捉まえた場合、メリットがどこにあるかというようなことも含めて、あるいは志摩、鳥羽のメリットはどこにあるのかということも含めて検討されたこと

やと思いますので尊重させていただきたいと思うんですが、いずれにしても、まだその計画は生きているということで理解させていただいてよろしいですかね。

◎辻孝記委員長
消防長。

●堀江消防長
そのとおりでございます。

◎辻孝記委員長
他に御発言はありませんか。
副委員長。

○川口浩副委員長
1年前にこの協議会でも消防職員の定数増についての話が出たかと思うんですよ。200人の定数を216人に増やすという話がありました。そして今回、指令に携わる職員が5人効率化できるという話がありました。これ数字と数字だけを見ていると、216人に増やさずに211人でいいんじゃないかという見方もできると思うんですが、5人効率化の部分も含めて、どうお考えになっているのか教えていただきたいんですが。

◎辻孝記委員長
消防総務課長。

●泉消防総務課長
消防指令業務を共同化するに当たりまして、通信司令員の業務量や共同化する業務内容を検討した結果、これまで通信司令員が行ってきまして災害出動後の各消防車両との無線交信業務につきましては、各消防本部で行ったほうがより効果的、効率的であると判断いたしました。

削減が見込まれます5名につきましては、出動車両と消防本部との無線連絡調整を行う業務に配置するとともに、増加傾向にある救急出動や自然災害等に対応するための消防署の体制強化を図りたいと考えております。以上でございます。

◎辻孝記委員長
副委員長。

○川口浩副委員長
216人に増やすという議論が出たときに、国の整備方針に比べると、それでもまだ足りないという御説明もあったかと思うので、私としては納得できるんですけども、市民の目から見ますと、先ほど私が申し上げたように、人員が効率化できるのに増やすのかというような見方もあるかと思うので、その辺市民向けに周知徹底をお願いしたいと

思います。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 43 分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【管外行政視察の実施について】

◎辻孝記委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は、3月定例会の議決が必要となりますことから御協議をお願いするものであります。

まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて御発言がありましたらお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午前 11 時 44 分

◎辻孝記委員長

休憩を解き会議を続けます。

御発言はありませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

視察は、これからも勉強の糧になるような形で、6月定例会前まででしたかね、その期間で視察に行けるような形を取っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

それでは、先ほど浜口委員から御提案がありました管外行政視察につきましては、実施するという方向で決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

それでは、時期ですが、先ほど浜口委員からも御提案ありました6月定例会までというお話ですが、これについても決定させていただいて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

管外行政視察は実施するというので決定いただきましたので、視察項目につきまして御協議をお願いいたします。

視察項目につきましては、特に御発言がありましたらお願いいたします。

継続調査事項に関するものであれば問題ありませんが、違うものであれば御提案をいただきたいと思います。何か御発言はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 46 分

◎辻孝記委員長

休憩を解き会議を続けます。

視察項目につきましては、御希望がありましたら2月14日水曜日までに正副委員長または事務局に申出をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

そのように決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

【管内行政視察の実施について】

◎辻孝記委員長

次に、「管内行政視察の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、正副委員長からの案としまして、今日も議題に上がっております「郷土資料館の整備に関する事項」について、市所蔵の歴史的資料の現地視察をさせていただきたいと思っております。

まずは、6月定例会までに管内行政視察を実施するかどうかについて、皆様の御意見がありましたらお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 48 分

◎辻孝記委員長

休憩を解き会議を続けます。

「郷土資料館の整備に関する事項について」、資料として現地視察を実施することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。視察の決定をさせていただきます。

それでは、まずは6月定例会までに管内行政視察を実施するかどうかについて御発言がありましたらお願いいたします。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

委員長一任という声がありましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

できれば、早い段階で4月、気候もいい段階でさせていただければというふうに思っておりますので、また決まりましたら皆様に御通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

管内行政視察につきましては6月定例会までに、また希望する委員外議員の参加も認める形で実施することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

実施の時期につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、詳細が決まりましたら御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

以上で、本日御協議願います案件は終わりました。これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分